

資料3	H21.1.23
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

日中一時支援(日中預かり型)に 係る取扱いの変更について

平成21年1月
千葉県障害者自立支援課

1 ケアホーム及びグループホーム(共同生活住居)入居者の本サービスの利用について

- (1) 日中一時支援(日中預かり型)に係る現在の本市の支給決定基準について
標記については、千葉市地域生活支援給付支給決定基準において以下の
とおり規定しています。

○千葉市地域生活支援給付支給決定基準第2-3-(2)-イ
「グループホーム、ケアホーム入居者及び施設入所者には支給決定できない。ただし、利用者が一時帰宅した際に特に認める場合、施設等に対する報酬が算定されない日においては支給することも可能とする。」

上記の運用は、障害福祉サービスにおける共同生活住居入居者に係る短期入所の利用に係る規定を準用したものです。

「介護給付等の支給決定について(平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第四第3項第4号
「障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設又は共同生活住居に入所(入居)する者は、入所(入居)中は短期入所を利用することはできない。ただし、入所(入居)者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、これらの入所施設又は共同生活住居に戻って必要な支援を

受けることが想定されるが、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬(帰宅時支援加算は含まない。)が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設又は共同生活住居とが遠隔地であるため直ちに入所施設又は共同生活住居に戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことは可能である。」

2 共同生活住居入居者の短期入所及び日中一時支援の利用についての要望

(1) 共同生活による利用者の精神的なストレスを軽減のための利用

→ 支援費制度では一律3日間の支給決定を認めていました。

(2) 利用者が何らかの理由(失職など)で日中活動を行えない場合

→ 何も活動しないことにより利用者の自立更生に資さないばかりか、日中独居状態となり、住居内での事故等も懸念されます。(世話人及び生活支援員の確保については、「利用者の生活サイクルに応じて、夜間時間帯を設定」すればよいため、実際は不在の時間帯があるのが通例)

3 取扱いの変更に係る内容

2の要望等を受け、日中一時支援(日中預かり型)について、共同生活住居入居者の方についても以下の要件の下に利用を認めることとします。

(1) 日中の時間帯(8時～18時※)のみの利用とします。

※ 居宅介護等における加算の対象とならない時間帯

→ 夜間から朝にかけては、住居に支援員等を配置すべき時間帯であるため。

(2) 原則として月曜日から金曜日までの間の利用とします。土曜日及び日曜日につきましては、利用者の生活サイクル、障害の特性等から特に必要と認められる場合のみ利用できることとします。

例)・土日も住居で生活することに強いストレスがあり日中一時支援の利用が
適当

・世話人等を配置できない時間帯においても見守り等がなければ他の利用者等とトラブルになる可能性が高い。

(3) 簡易ケアプラン作成を必須とします。

(4) 特例により居宅介護(通院等介助を除く)及び重度訪問介護を支給決定している方には、原則として支給決定しません。

(5) 標準支給量は設定せず、簡易ケアプラン等に基づき必要と認められた時間数を支給決定します。

4 運用開始日

平成21年2月1日